

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・
 定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ

情報

購入費用の一部を補助します
省エネ家電製品購入費補助金



申請方法など
 詳細はこちら



省エネ性能の高い対象の家電製品を購入した場合
 に、その購入費用の一部を補助します。
 ※予算がなくなり次第終了となります。

■対象者

下記①～③を全て満たす人

- ①三島市民であり、市税の滞納がない人
- ②令和5年度において、本人または同一世帯の人が、
 当該補助金の交付の決定を受けていない人
- ③令和5年12月15日(金)から2月22日(休)の間に、三島市
 内に所在する店舗などから新品(未使用)の省エネ家
 電を購入し、自らの居住する市内の住宅で使用する人

■補助額（品目ごとに計算）

- ①三島市内に本店・本社を有する三島市内の店舗など
 で購入した場合
 家電の購入に係る実支出費の25%（上限5万円）
- ②①以外の三島市内の店舗などで購入した場合
 家電の購入に係る実支出費の15%（上限3万円）

■対象省エネ家電

品目	省エネ基準（対象機器）
エアコン	省エネ基準達成率100%以上(目標年度2027)
電気冷蔵庫	省エネ基準達成率100%以上(目標年度2021)
電気冷凍庫	省エネ基準達成率100%以上(目標年度2021)
テレビ	省エネ基準達成率100%以上(目標年度2026)
照明器具	省エネ基準達成率100%以上(目標年度2020)

※2品目まで、各品目1台のみ、照明器具のみ台数制限なし

■補助対象経費

家電の購入費（税抜）
 ※据付工事費などは除く
 ※割引、クーポンなどを利用して購入した場合は、割
 引後の金額が対象

申1月15日(月)～2月22日(休)に、申請書類を郵送（当日
 消印有効）で環境政策課☎411・8666 北田町4・47
 問環境政策課☎983・2647

情報

三島市駅伝大会開催における
長伏公園付近の交通規制・観戦のお知らせ（1月28日(日)）

■交通規制について

三島市駅伝大会当日、コース周辺およびコース上で
 交通規制が実施されます。迂回などご協力をお願いします。

全面通行止め区間

時1月28日(日) 午前10時～午後1時

※駅伝は午前10時30分スタート

場長伏公園前⇄狩野川河川敷（周回コース）

■観戦希望の人へ

一般向けの駐車場はございませんのでご了承ください。

問スポーツ推進課☎987・7571



▲詳細はこちら



情報

令和6年1月1日から始まります

産前産後期間における国民健康保険税免除制度



◀詳細はこちら

子育て世帯の負担軽減および次世代育成支援などのため、国民健康保険に加入する出産（予定）者の国民健康保険税の一部を免除する制度が令和6年1月から始まります。

■対象者

次の要件をすべて満たす人（以下「出産被保険者」）

- ▶ 出産予定または出産した人で、免除対象期間中に国民健康保険に加入している
 - ▶ 出産（予定）月が令和5年11月以降
- ※当制度における出産とは妊娠85日以上分娩をい、死産・流産（人工妊娠中絶を含む）および早産の場合も対象となります

■免除対象期間（所得割額および均等割額）

単胎妊娠	出産（予定）月の前月から出産（予定）月の翌々月までの4カ月分
多胎妊娠	出産（予定）月の3カ月前から出産（予定）月の翌々月までの6カ月分

■届出に必要なもの

- ▶ 届出者の本人確認書類 ▶ 出産被保険者の保険証（三島市国民健康保険に加入していることがわかる書類） ▶ 出産被保険者とその世帯主のマイナンバーが分かる書類 ▶ 母子健康手帳（子の保護者氏名・出生届出済証明の記載、または分娩予定日を明らかにする書類） ▶ 死産、流産の場合には死胎埋火葬許可証や医師の診断書など

※ 出産被保険者と住民票上別世帯の人が提出する場合は委任状が必要です

■届出先

保険年金課国保係（市役所本館1階）

※ 出産予定月の6カ月前から届出が可能です

※ 出産（予定）月が令和5年11月以降であれば、遡って免除することも可能です

問 保険年金課 ☎ 983・2604（届出について）

問 課税課 ☎ 983・2626（賦課・計算について）

情報

日本年金機構からお知らせが届きます

20歳になったら国民年金

国民年金は、やがて訪れる長い老後や生活の安定を損なうような「万が一」の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。20～60歳の方は国民年金に加入することが法律で義務付けられています。

20歳になった人には、日本年金機構から、国民年金に加入したことをお知らせします。（仕事をしていて勤務先の厚生年金、共済年金に加入している人を除く。）

20歳になってからおおむね2週間以内に「基礎年金番号通知書」が同封された「国民年金加入のお知らせ」や保険料の納付免除・猶予制度と学生納付特例制度の申請書などが送付されます。

■ 次の①②に該当する人は、国民年金第1号被保険者として加入する必要はありません。

① 20歳直前で海外出国した人

→ 「国民年金加入のお知らせ」が届いた人は、日本年金機構三島年金事務所へご連絡ください。

② 20歳になったときに、配偶者（厚生年金・共済年金に加入している人）の扶養となっている人

→ 配偶者の勤務先へ連絡し、国民年金第3号被保険者の手続きをしてください。

問 日本年金機構三島年金事務所 ☎ 973・1166

問 保険年金課 ☎ 983・2606



◀詳細はこちら